

集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく立法化を行わないことをもとめる意見書(案)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛
法務大臣
外務大臣
防衛大臣

議長名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

集団的自衛権について、これまで歴代政府は、「国際法上、集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている」として、わが国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されないとしてきました。

ところが安倍内閣は7月1日、集団的自衛権の行使を認める「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」との閣議決定を行い、関連する立法をすすめようとしています。

閣議決定は、日本が武力攻撃を受けていなくても、「我が国と密接な関係がある他国に対する武力攻撃が発生し」、これが「わが国の存立が脅かされる」などの「明白な危険がある」などと時の政権が判断すれば武力行使ができると、他国の戦争に参加する集団的自衛権の行使が可能だとしています。

集団的自衛権行使容認という、憲法の基本原則に関わる重大な変更を、国民にはかることなく、憲法に定められた手続きに従うこともなく、しかも憲法99条で憲法に拘束されるはずの政府が閣議決定で行うということは、立憲主義に根本から違反するものです。

したがって、国におかれては、閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」を撤回し、関連する立法化を行わないよう、強く要望します。